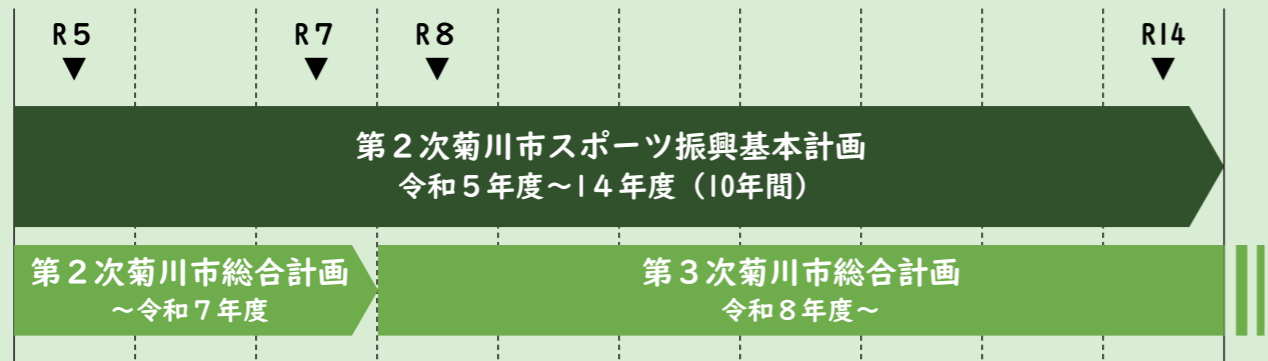


計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。



数値目標

本計画では、基本方針ごとに数値目標を設定します。

基本方針	数値目標	令和4年度 (令和3年度)	令和14年度	出典
1	市内小学校5年生のスポーツ実施率（週1回以上）	(93.9%)	95.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
	市内中学校2年生のスポーツ実施率（週1回以上）	(90.8%)	93.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
	週1回以上スポーツ、レクリエーションに取り組む人の割合（成人）	52.5%	55.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
	健康づくりに取り組む人が増えていると思う人の割合	64.4%	70.0%	総合計画・行政評価市民アンケート調査結果
2	気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる環境が整っていると思う人の割合	50.4%	60.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
	指導者やコーチ、大会運営スタッフ、地域スポーツ行事の手伝いなどの経験や知識があると思う人の割合	12.2%	20.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
3	市営スポーツ施設年間利用者数（延べ）	(271,221人)	300,000人	延べ利用者数（実績）
	国県等スポーツ大会の出場者数（奨励金交付数）	52件	増加	奨励金交付数（実績）
	スポーツを実際に観るのも、テレビやラジオで応援するのも好きと思う人の割合	32.6%	40.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
	市スポーツ協会、スポーツ少年団の加入者数 ※少子高齢化を見込んだ目標設定としています。	(2,849人)	2,900人	加入者数（実績）
	総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」の認知度	27.4%	50.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果

推進体制

本計画の進捗並びに目標達成状況の把握に関しては、関係部署による庁内連絡会を年3回程度開催し、事業の進捗管理と活動内容のすり合わせを行い、この検証した内容に関して「菊川市スポーツ推進審議会」において審議を諮り、施策や事業の見直しと改善を加えながら、状況に合わせて柔軟に計画を推進していきます。

菊川市教育委員会

〒437-1514 菊川市下平川6225番地 電話：0537-73-1118 FAX：0537-73-6863 発行：令和5年3月

第2次菊川市スポーツ振興基本計画【概要版】

計画の趣旨

本市では、スポーツ振興を図るため平成25年3月に「菊川市スポーツ振興基本計画」を策定し、平成29年度に見直しを行い、平成30年3月に「菊川市スポーツ振興基本計画 後期基本計画」を策定しました。

本計画は、社会情勢や国の動向を踏まえながら、令和5年度以降における計画の実効性を高め、具体的な取り組みや目標を明確にすることで施策の推進を図るものです。

理念

生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち

第2次菊川市総合計画では、「健康で元気に暮らせるまち」を基本目標に、「スポーツが盛んなまちづくり」を目指しています。

スポーツと聞くと厳しいトレーニングを重ねて試合に臨むようなイメージを持つ方もいると思いますが、多くの運動やスポーツを楽しむことで、意識することなく体力や精神的健康を得られ、運動を長続きさせることができます。性別や年齢、障がいの有無の区別なく、支え合いながら、身近な場所で、それぞれの志向に応じて楽しむことができ、また、スポーツを「する（実際にスポーツを楽しむ）」「みる（スポーツを観戦する）」「支える（指導者やボランティアとして参加する）」など、様々なかたちでスポーツを取り入れ、より多くのスポーツに親しむ機会の充実を図る必要があります。

このようなスポーツの機会の創出には、スポーツに関わる組織や団体との連携が必要であり、より一層の体制づくりが必要です。

これらを踏まえ、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、生活の中でスポーツを楽しむ、スポーツの力で、人とまちが活性化していくことを「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」と表現し、本市のスポーツ振興の理念とします。

基本方針

「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」に向けて、取組の基本的な方針を示すため、以下の3つの基本方針を掲げます。

本計画では持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図るため、基本方針ごとに特に関連するSDGsの目標を設定します。




基本方針1	誰もがスポーツに触れ合う機会の創出	3 すべての人に健康と福祉を
基本方針2	スポーツ活動の場と環境の充実	11 住み続けられるまちづくりを
基本方針3	スポーツ団体・スポーツ活動の支援	17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、17の目標で構成されています。

本計画では、SDGsの推進を図るものとし、基本方針ごとに特に関連するものとして「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」を設定しています。

体系図

本計画の施策体系を以下に掲げます。

理念	基本方針	基本施策
生活の中にスポーツの楽しみと活力があるまち	1 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出 	1. 子どものスポーツ活動の充実 2. 青年期・壮年期のスポーツ活動の充実 3. 高齢期のスポーツ活動の充実 4. 障がい者のスポーツの推進 5. 健康な体づくりにつながるスポーツの推進 6. 誰もが取り組めるスポーツイベントの開催 7. スポーツ情報の内容拡充 8. 関係部署、民間事業者との取り組み 9. 定期的なニーズ把握による新たな教室等企画の取り組み
	2 スポーツ活動の場と環境の充実 	1. スポーツを通じた地域づくり 2. スポーツボランティアの育成と活動支援 3. スポーツ施設の維持・管理・改善
	3 スポーツ団体・スポーツ活動の支援 	1. スポーツグループ・クラブの自立支援 2. スポーツ団体の交流と情報交換 3. 総合型地域スポーツクラブの充実 4. アスリートの育成支援

重点施策

重点施策とは、本計画の理念「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」を実現するために、計画年次である令和14年度までに、本市が重点的に取り組む施策です。

本市では、成人の週1回のスポーツ実施率の低迷、スポーツ施設の老朽化、中学生の運動部活動を担う教員の過度な負担等を問題と捉え、問題を早期解決するための一連の施策を重点施策に指定しています。

重点施策に指定した施策とスケジュールを以下に掲げます。

		R5・6	R7・8	R9・10	R11・12	R13・14
重点施策1 成年期のスポーツ活動参加の活性化	1-2-⑤ 親子でできるスポーツイベントの開催		施策の拡充に向けた準備			施策の拡充
	1-2-⑥ スポーツアプリの活用		検討		アプリの普及、積極的活用	
	1-4-① 障がいのある人も参加しやすいイベントの開催や情報提供		検討		イベント等の実施、情報提供	
	1-8-② 民間事業者との連携によるスポーツ振興			テーマ型共創提案の募集		企業との連携によるスポーツ振興
重点施策2 スポーツ施設の整備	1-5-④ ウォーキングを楽しむことのできる環境の整備		ウォーキングコースの再整備			ウォーキングコースの維持管理
	1-5-⑩ サイクリングによる健康づくり		サイクリングコースの決定			サイクリングコースの維持管理
	2-3-① スポーツ施設の整備・改修		堀之内体育館の建替え		市民総合体育館の大規模改修検討	
重点施策3 ジュニア世代のスポーツの再構築環境と地域スポーツの再構築	3-4-③ 民間スポーツ団体等との連携		民間スポーツ団体との連携協定締結		民間スポーツ団体との連携協定の活用	
	3-3-⑤ 中学生運動部活動の地域スポーツ活動への移行		地域移行に向けた改革集中期間（R7まで） 段階的な地域移行（R8以降）			